

認知症対応型共同生活介護 グループホーム「ももの花」 運営規定

(運営規定設置の主旨)

第1条 医療法人社団恵秀会が開設する認知症対応型共同生活介護グループホーム「ももの花」(以下「当事業所」という。)が実施するサービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 当事業所は、初期認知症と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、少人数による共同生活を営む事に支障がない環境を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービス計画を作成し、それに基づいて、機能訓練、介護その他日常的に必要とされる世話をを行い、居宅における生活と同じ生活環境を目指し、認知症進行の遅延を図る。

- (1) 当事業所では、地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- (2) 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- (3) 介護サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対して生活上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施する。

(介護サービスの内容)

第4条 当事業所は、利用者に対して、介護計画に基づいて、次の各種サービスを提供します。

- (1) 介護保険給付対象サービスとして、下記のサービスを提供します。

ア 入浴、排泄、食事、着替え等の介護	イ 日常生活上の世話
ウ 日常生活の中での機能訓練	エ 相談、援助
- (2) 介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、別紙「重要事項説明書」の通り提供します。

(事業所の名称及び所在地等)

第5条 当事業所の名称所在地等は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-----------|---------------------------|-------|--------------|
| (1) 事業所名 | 認知症対応型共同生活介護グループホーム「ももの花」 | | |
| (2) 開設年月日 | 平成14年6月15日 | | |
| (3) 所在地 | 兵庫県神戸市北区有野中町3丁目9番9号 | | |
| (4) 電話番号 | 078-987-5734 (代) | FAX番号 | 078-987-5738 |

- (5) 管理者名 澁谷 夕子
(6) 介護保険指定番号 2875000792

(従業者の職種、員数)

第6条 当事業所の従事者職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人 (介護職員を兼務)
(2) 計画作成担当者 4人 (介護職員を兼務)
(3) 介護職員 27人

(従業者の職務内容)

第7条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、認知症対応型共同生活介護グループホームに携わる従業者の総括管理、指導を行う。
(2) 介護職員は、利用者のサービス計画に基づく介護を行う。
(3) 計画作成担当者は、利用者のサービス計画の原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

(入所定員)

第8条 当事業所の入居定員は、27人とする。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
(2) 利用料として
食材料費・・・朝食300円 昼食540円 夕食500円 理美容代・・・理容1,000円
おむつ代・・・実費
その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(入居に当たっての留意事項)

第10条 当事業所の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・面会は、9:30～17:00まで。(事情によっては、時間外の対応可能。)
- ・消灯時間は、21:00とする。
- ・外出や外泊は、所定の用紙に必要事項を記入し、職員に提出する。
原則として、1週間前までには事務所に連絡する。
- ・飲酒は不可、喫煙は喫煙場所と時間を守り、居室での喫煙は禁止する。
- ・火気の取り扱いは、職員の管理・監視の下で行うこと。
- ・設備・備品の利用は、損害を与えてはならない。場合によっては、利用者及び扶養者に請求する。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、療養生活において必要であると考えられるもののみとする。

- ・金銭や貴重品の管理は、持参金は必要最低限とし、原則自己管理とする。
- ・外泊時等の事業所外での受診は、事業所に事前に連絡し、必ず当事業所の証明及び老人医療受給者証を受け取り受診すること。
- ・宗教活動は、禁止する。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第11条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際には、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限に留める為、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても、必要に応じて対処する体制をとる。

(衛生管理)

第12条 入居者の使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- (1) 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- (2) 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(地域との連携等)

第13条 事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

- 2 当事業所が行う認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員または市町村の職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等とし、おおむね2ヶ月に1回以上開催する。

- 4 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 5 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者をおく。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の身体拘束を行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、あらかじめ利用者の家族に利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体拘束等の態様及び目的、身体拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができる。また、その実施状況を第13条第2項の運営推進会議にて報告する。

- 2 前項の規定により身体拘束を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、介護従事者により検討会議等を行う。また、経過観察記録を整備する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- (1) 運営規定の概要、事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、事業所内に提示する。

(協力医療機関)

社会福祉法人 恩賜財団 済生会兵庫県病院

医療法人社団 甲北会 甲北病院

付 則

グループホーム「ももの花」のサービス内容で、関連する政省令及び通知並びに、本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人社団恵秀会の役員会において定めるものとする。

この運営規定はこの規定は、令和1年7月1日より施行する。

この運営規定はこの規定は、令和5年1月6日より施行する。